

区内交通事故状況

自転車の交通ルール

令和5年区内交通事故状況

令和5年の区内交通事故件数は1,230件(前年比20件減)、死者数は6人(前年比4人増)、重傷者数は71人(前年比5人増)、軽傷者数は1,273人(前年比9人減)でした。

自転車の交通事故発生状況

令和5年に区内で起きた交通事故のうち、約5割が自転車乗用中の方が関わっていました。また、転倒等による単独事故が292件発生しました。

自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行
- 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を

守って、安全確認
夜間はライトを点灯
○飲酒運転は禁止
○ヘルメットを着用

「例外」自転車歩道通行可能な場合
○自転車歩道を通行することが
できる標識(下
図)があるとき



○自転車の運転者が13歳未満や70歳以上の、身体が不自由な人のとき
○自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないとき

自転車歩道を通行するとき
は必ず歩行者優先

自転車歩道を通行するとき
は、すぐに止まることのできる

速度で通行し、歩行者の通行を妨げる時は一時停止しましょう。歩行者に危険がおよぶ可能性がある場合は無理して通行せず、自転車を降りて押し歩行等、必ず歩行者を優先してください。

自転車のスピードの
出しすぎは危険

スピードの出しすぎは、歩行者等と接触した際に、大きな事故につながる恐れがあります。特に下り坂や電動アシスト自転車は、スピードが出やすいので注意が必要です。周囲の状況を確認し、安全な速度で利用することが大切です。

自転車ナビマーク・ナビライン
区内では自転車ナビマーク・ナビラインが設置されており、

スクエアード・ストリート
スクエアード・ストリート

スクエアード・ストリート

自転車交通安全教室

3/16(土)

スタントマンによる交通事故再現

交通安全講話とスタントマンの交通事故再現を実施します。交通ルールとマナーを学び、交通事故を減らしましょう。

※事故再現は恐怖を感じさせる実演技法(スクエアード・ストリート)のため、小学生以下の参加は極力お控えください。

時 3月16日(土) 午前10時半～11時半(開場・午前10時)

場 UR大島六丁目団地中央広場(大島6-1)

費 無料

申 当日直接会場へ

自転車通行すべき場所を標示しています。



自転車ナビマーク・ナビラインが設置されていない場所でも、自転車は車道の左側走行が原則です。

車道の右側走行は逆走となり交通違反です。絶対にやめましょう。

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、危険な乗り方をする、重大な事故につながる恐れがあります。交通ルールとマナーを守り、安全に利用してください。

地域交通課交通係

☎(3647)4784
FAX(3647)9287



▲交通事故再現イメージ

地域交通課交通係

☎(3647)4784
FAX(3647)9287

城東警察署交通総務係
☎(3699)0110

高齢者補聴器支給等事業

現物支給または購入費を助成

区では高齢の方を対象に、補聴器の支給等事業を行っています。現物支給か購入費助成のどちらかを選択できます(1人1回限り)。申請する場合は、必ず事前に介護保険課在宅支援係にご連絡ください。

現物支給

申請受付後、要件を満たしている方へ補聴器検査依頼書をお渡しします。区内指定の耳鼻咽喉科で検査を受けていただき、補聴器の支給が必要と判断された場合に、その場で支給します。原則、自己負担はありません。

購入費助成

窓口または電話で購入費助成を希望された方に、診断書を兼ねた申請書を交付します。耳鼻咽喉科で補聴器が必要である旨の証明を受けて、検査表と共に申請してください。検査料等は自己負担となります。

安心して通れる道路をめざして

道路は誰もが自由に通行できる場所であるため、道路上に工作物等を設置し、継続して道路を使用する場合は道路占用許可が必要です。

また、道路占用許可の対象となる工作物等は道路法で限定されており、のぼり旗や立看板などは交通安全上の支障となるため、道路上の設置が認められていません。

道路は大切な共有財産です。みんなでルールを守りましょう。忘れていませんか?

道路占用許可申請

看板や日よけ等は、路面から

知を送付します。決定通知を受領後に、ご自身で補聴器を購入し、助成金を申請してください。審査後、補聴器本体の購入費用に対して3万円を限度に助成します。

購入後の補聴器の調整等は、購入した販売店などでご相談ください(区では対応していません)。

※いずれも
○次のすべてを満たす方
○区内在住の65歳以上で在宅の方

○障害者総合支援法による補聴器の支給を受けていない方
○区で定める所得以下の方
○過去に区から補聴器の支給を受けていない方

場 介護保険課在宅支援係(区役所3階4番)
☎(3647)4319
FAX(3647)9466

みんなの道路、きれいに広く、安全に

道路上に植木鉢やプランター、段差解消ブロック、鉄板などの私物を置くことは、歩行者や自転車等の通行の支障となるほか、水たまりができる原因となることがあります。また、設置した私物が原因で事故が発生した場合、設置者が責任を問われることもありますので、自主的に片付けてください。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

施設保全課監察係
☎(6458)6482
FAX(5683)5585

道路課道路占用係
☎(3647)9689

道路課道路占用係

道路課道路占用係

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます

江東区子どもの虐待ホットライン
☎3646-5481

相談日時 月～土曜(年末年始(12/29～1/3)・祝日除く) 9:00～18:00
[夜間・休日の緊急時] 警察署☎110 児童相談所全国共通ダイヤル☎189
※連絡は匿名でも行えます。虐待を“疑ったら”勇気を出してご連絡を

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 縮切日 申し込み 問問合先 HPホームページ Eメール